

令和 7 年度 大河原町職員(上級行政・保育士・初級土木)採用試験実施要項

【令和 7 年 12 月】

この試験は大河原町において行政、技術の職に従事する職員の採用試験です。

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職 種	採用予定人員	職務内容
上 級 (大学卒業程度)	行 政	若干名	一般行政事務全般に従事します。
中 級 (短期大学卒業程度)	保 育 士	若干名	保育所等において保育業務に従事します。
初 級 (高等学校卒業程度)	土 木	若干名	道路、公園、上下水道、都市計画等の事業に係る企画、設計、施工管理等の業務に従事します。

(注) 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 採用年月日 令和 8 年 4 月 1 日付

3 受験資格

下記(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であること。

(1) 受験資格

試験区分	職 種	受験資格
上級	行 政	平成 8 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者
中級	保 育 士	平成 2 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又は令和 8 年 3 月 31 日までに取得する見込みの者
初級	土 木	平成 16 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

職 種	試 験	方 法
行 政	教 養 試 験 (2 時間)	時事、社会・人文・自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する一般知能について択一式による筆記試験
	性 格 特 性 検 査 (20 分)	公務員に求められる資質に関し、よく使われる面接評定項目に関連する性格傾向の面からみます。
保 育 士	専 門 試 験 (90 分)	職種に必要な専門的知識についての筆記択一試験 社会福祉、児童家庭福祉、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健等
	性 格 特 性 検 査 (20 分)	公務員に求められる資質に関し、よく使われる面接評定項目に関連する性格傾向の面からみます。
土 木	専 門 試 験 (90 分)	職種に必要な高校卒業程度の専門的知識についての筆記択一試験 数学・物理・情報・土木構造設計・土木基盤力学など
	性 格 特 性 検 査 (20 分)	公務員に求められる資質に関し、よく使われる面接評定項目に関連する性格傾向の面からみます。

(2) 第2次試験

試 験	方 法
作 文 試 験 (90 分)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
人 物 試 験	個別面接等により主として人物について試験を行います。
資 格 調 査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

5 試験日及び場所

区 分	第 1 次試験		第 2 次試験
試 験 日	令和 8 年 1 月 25 日（日）		令和 8 年 2 月下旬ごろ
場 所	行 政	宮城県自治会館 （仙台市青葉区上杉 1-2-3）	第 1 次試験合格者に通知します
	保育士	大河原町役場 （大河原町字新南 19）	
	土 木		

※試験場所については、変更になる場合があります。

6 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和8年2月中旬に役場前掲示場へ掲示、町ホームページでの公開のほか、合格者に通知します。(発表はこれより早くなる場合があります。)
- (2) 最終合格者の発表は、令和8年3月上旬に役場前掲示場へ掲示、町ホームページでの公開のほか、合格者に通知します。(発表はこれより早くなる場合があります。)

7 合格から採用までの手続き

合格者は、任用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。

8 給与

- (1) 新卒者の初任給は、おおむね次のとおりです。

試験区分	職 種	初任給 (令和7年4月1日 現在)
上 級	行 政	220,000 円
中 級	保 育 士	204,400 円
初 級	土 木	188,000 円

- (2) 上記(1)のほか、給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

9 受験手続及び受付期間

- (1) 受験申込書の請求

- ・役場総務課(2階4番窓口)にて配付しています。
- ・電子申請により受験申込書の請求をされるかたは、右上の二次元コードから申請してください。



- (2) 受験申込先

大河原町役場 総務課庶務人事係 宛 【〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19 番地】

- (3) 受付期間

令和7年12月1日(月)から令和7年12月17日(水)まで

申込みは、平日で午後5時までとし、郵便の場合は令和7年12月17日(水)到着のものに限り受付します。

- (4) 提出書類等

イ. 受験申込書 1部(所定の受験申込書を使用すること。)

(注) 受験申込書には申込前3カ月以内に撮影した、上半身、脱帽、正面向、縦4cm×横3cmの写真2枚を指定箇所に貼付してください(写真のない場合は受付できません)。

ロ. 受験料 不要

ハ. 郵便申込の場合は簡易書留で発送し、出願者の宛先を明記し110円切手を貼った封筒(定型内)を同封してください。

10 その他

- (1) 申込書を受理された受験申込者には受験票を交付します。
- (2) 受験票は第1次試験当日必ず持参して下さい。
- (3) この試験についての問合せは大河原町役場総務課庶務人事係（電話 0224-53-2111 内線 212）でお答えします。